

徳島県新規航路開設促進事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、本県産業の国際化及び地域経済の活性化を推進するため、船社（以下「補助事業者」という。）が行う徳島小松島港コンテナターミナル（以下「本ターミナル」という。）を利用する定期コンテナ航路の新規開設に伴う貨物輸送に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「船社」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業を行うものをいう。
- (2)「定期航路」とは、海上運送法第2条第3項に規定する定期航路事業に係る航路のうち、本ターミナルに原則週1回以上の頻度（ただし、気候条件、寄港地調整、計画運休等により寄港しない場合はこの限りでない。）で寄港するコンテナ航路をいう。
- (3)「新規開設」とは、本ターミナルに寄港する定期航路を補助事業者が新たに開設することをいう。
- (4)「国際コンテナ戦略港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾をいう。
- (5)「国際フィーダー航路」とは、コンテナ貨物輸送において国際コンテナ戦略港湾と本ターミナルを結ぶ内航フィーダー航路をいう。

(経費及び補助額等)

第3条 第1条の補助金の対象となる補助要件、経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助要件	経 費	補助額
1 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、本ターミナルを利用する定期航路を新規開設すること。ただし、次のアからエのいずれかに該当するものは対象外とする。 ア 新規開設した日（本ターミナルへの最初の寄港日をいう。）から1年以内に定期航路を取りやめたもの。 イ 定期航路をいったん取りやめたのち再開する場合、単に寄港地を変更又は追加する場合など、本ターミナルへの寄港回数の増加がないもの（本ターミナルの利便性が向上するものと知事が特に認める場合を除く。）。 ウ 国際フィーダー航路にあたるもの。 エ 補助事業者の合併及び分割等による社名変更。 2 補助事業者が日本国外を本拠地とする法人の場合、当該法人の日本国内法人（日本支社・現地法人・日本総代理店をいう。）が代理店となることができる。	左記の要件を満たすコンテナ貨物の輸送に要する経費	実入りコンテナ1TEUにつき1万円とする。ただし、定期コンテナ航路につき100万円を上限とする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更(中止)事業計画書(様式第4号)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第6号)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第7号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 補助事業の遂行状況及び概算払を受けようとする理由を記載した書面

(帳簿等の保管)

第12条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(書類の提出部数)

第13条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。